

お客様各位

2025年 3 月21日

平素より株式会社都市建築確認センターにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年12月27日「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第 111 号）」により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、**押印を不要**とする様式に改められました。
（2025年4月1日施行）

よって、令和 7 年 4 月 1 日から下記の書類の押印を廃止させていただきます。
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 確認検査
確認済証、中間検査合格証、検査済証
- ・ 省エネ適合性判定
適合判定通知書、軽微変更該当証明書
- ・ 住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物
設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書等
- ・ 上記、引受承諾書、請求書等

また、上記についてはいずれも電子交付が可能となりましたが、2025年度内の導入を予定しております。暫くは紙面での交付をいたしますので、ご理解の程、宜しくお願いいたします。



株式会社都市建築確認センター
代表取締役 本田 寛